

さいたま市立学校屋内プールの管理運営に関する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

## さいたま市教育委員会規則第6号

### さいたま市立学校屋内プールの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立学校屋内プール使用料条例（令和8年さいたま市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、条例第1条の規定による使用（以下「一般使用」という。）に係るさいたま市立学校に設置された屋内プール（以下「プール」という。）の管理運営に関する事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 プールの一般使用については、さいたま市財産規則（平成13年さいたま市規則第68号）及びさいたま市立学校施設使用規則（平成16年さいたま市教育委員会規則第5号）の規定は、適用しない。

(運営)

第3条 一般使用に係るプールの管理運営については、市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について（平成13年5月1日合意）第6項に規定する学校体育施設開放事業として行う。

(開場日等)

第4条 開場日及び開場時間は、次項に定める休場日を除き、次に掲げる範囲内において市教育委員会（以下「委員会」という。）が定める。

(1) 開場日 1月4日から12月28日まで

(2) 開場時間 午前9時から午後9時まで

2 一般使用に係るプールの休場日は、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）とする。

3 委員会は、前2項の規定にかかわらず、プールの管理上またはプー

ルの設置校と周辺の市立学校による水泳授業や部活動等の学校教育上の理由において必要がある時は、臨時に休場し、若しくは休場日に開場し、又は開場時間を変更することができる。

(使用者登録)

第5条 プールについて一般使用しようとする者は、あらかじめ使用者登録を受けなければならない。

(使用許可等)

第6条 一般使用でプールを利用しようとする者は、さいたま市立学校屋内プール使用券(様式第1号。以下「使用券」という。)の購入によりその許可をスポーツ文化局長へ申請するものとする。

2 委員会は、次の各号に該当すると認めるときは使用を許可しない。

(1) プールにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とする行為に使用するとき。

(3) プールの管理上支障があるとき。

(4) 学校教育上又は学校管理上支障があるとき。

(5) 前各号のほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

3 委員会は、第1項の規定により申請をした者にプールの使用を許可したときは、使用料の納付を確認の上、使用券を交付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第3条の規定により使用料を減額し、又は免除する割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123

号) 第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者の介護者(障害者1人につき、障害者に付き添っている者が2人以上いる場合は、1人に限る。)が使用する場合 100分の50

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める割合

2 プールの使用料の減免を受けようとする者は、さいたま市立学校屋内プール使用料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定により減免をする場合には、同号に規定する手帳を提示することによって申請することができる。

(使用料の還付)

第8条 条例第5条ただし書に規定する特別な理由があると認めるときは、第6条第3項の規定によりプールの使用の許可を受けた者(以下「プール使用者」という。)の責めに帰することができない事由によりプールの使用ができなくなった場合とし、還付する使用料の額は既納の使用料の全額とする。

2 プールの使用料の還付を受けようとする者は、さいたま市立学校屋内プール使用料還付申請書(様式第3号)に使用券を添えて市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 委員会は、プール使用者が次のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又はプールの使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により、プールの使用ができなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第10条 プール使用者は、その使用が終ったときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消し、制限、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 プール使用者は、故意又は過失によりプールを損傷し、又は滅失したときは、委員会が指定する期間内にその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(回数券)

第12条 回数券(様式第4号)の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般 500円券6枚つづり 2, 500円
- (2) 児童・生徒 250円券6枚つづり 1, 250円

2 回数券の有効期限は発行日から半年とする。

3 回数券の再発行は、しないものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

年 月 日	No. _____
さいたま市立学校屋内プール 使用券 一般（市内） 500円 (当日限り有効)	
さいたま市	

年 月 日	No. _____
さいたま市立学校屋内プール 使用券 一般（市外） 1,000円 (当日限り有効)	
さいたま市	

年 月 日	No. _____
さいたま市立学校屋内プール 使用券 児童・生徒（市内） 250円 (当日限り有効)	
さいたま市	

年 月 日	No. _____
さいたま市立学校屋内プール 使用券 児童・生徒（市外） 500円 (当日限り有効)	
さいたま市	

様式第2号（第7条関係）

さいたま市立学校屋内プール使用料減免申請書

年 月 日

（申請先）

さいたま市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 （ ）

さいたま市立学校屋内プールの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 年 月 日	年 月 日 曜日
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで
減免を申請する理由	
減 免 の 金 額	円
備 考	

様式第3号（第8条関係）

さいたま市立学校屋内プール使用料還付申請書

年 月 日

（申請先）

さいたま市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 （ ）

さいたま市立学校屋内プールの使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 年 月 日	年 月 日 曜日
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで
還 付 の 理 由	
還 付 金 額 及 び 算 出 基 礎	円

様式第4号（第12条関係）

No. _____
さいたま市立学校屋内プール
<b>回数券</b>
一般 500円
有効期限：発行日より半年間
さいたま市長

No. _____
さいたま市立学校屋内プール
<b>回数券</b>
児童・生徒 250円
有効期限：発行日より半年間
さいたま市長